

東京地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 公売予告通知書の法人税延滞税12,528,500円の取消請求事件

国側当事者・国

令和元年7月17日棄却・控訴

判 決

| | |
|----------|-------|
| 原告 | X |
| 被告 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 山下 貴司 |
| 同指定代理人 | 本村 行広 |
| | 山口 圭一 |
| | 須波 敏之 |
| | 菊地 翔太 |
| | 井上 卓也 |
| | 円谷 稔 |

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

原告の被告に対するA株式会社の滞納国税の納付義務のうち別紙租税債権目録（5）記載順号13の法人税の延滞税1252万8500円の納付義務が存在しないことを確認する。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、A株式会社（以下「訴外会社」という。）の国税の納付について保証をした原告が、被告を相手に、訴外会社の滞納国税のうち別紙租税債権目録（5）記載順号13の法人税の延滞税1252万8500円（以下「本件延滞税」という。）の納付義務が存在しないことの確認を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いが無い、掲記の証拠により認められる。）

- （1）原告及び訴外会社（平成9年当時の商号はB株式会社であったが、平成12年3月10日に商号をA株式会社に変更した。）の代表取締役であったCは、平成9年5月20日、東京国税局長に対し、訴外会社の別紙租税債権目録（1）記載の滞納国税について納税保証をする旨が記載され、原告及びCが保証人欄に署名押印した同日付け納税保証書を提出した。

（甲1）

東京国税局長は、同月23日、国税徴収法151条1項に基づき、猶予期間を同日から平成10年5月22日までとして、上記滞納国税につき滞納処分による財産の換価を猶予

する旨の決定をしたが、訴外会社は、期限までに上記滞納国税を完納しなかった。

(2) 東京国税局長は、平成20年4月16日、上記(1)の滞納国税のうち同日現在で完納されていなかった滞納国税を徴収するため、訴外会社が所有する別紙物件目録(2)記載の各不動産(以下「第1差押不動産」という。)について、国税徴収法86条に基づく参加差押え(以下「第1差押え」という。)をし、参加差押通知書を訴外会社に送達して、同月23日、参加差押えの登記を了した。第1差押えは、平成25年8月9日までに先順位の差押え及び参加差押えが全て解除されたことから、同法87条1項に基づき、参加差押えの当初に遡って差押えの効力を生じた。その後、第1差押不動産は公売に付され、平成27年11月4日、買受人がこれを取得した。(乙8の1~3)

(3) 東京国税局長は、平成20年5月13日頃、国税通則法52条2項に基づき、原告に対し、同日付けの納付通知書を送付して、上記(1)の納税保証に係る滞納国税の同日現在の残高であるとする別紙租税債権目録(2)記載の滞納国税について、納付期限を同年6月13日として、原告が保証人として納付しなければならないことを告知する処分(以下「本件告知処分」という。)をした。また、東京国税局長は、同月20日、同条3項に基づき、原告に対し、納付催告書により上記の滞納国税の納付を督促した。(乙1)

原告は、平成21年4月28日、国を相手に、本件告知処分の取消しを求める訴え(当庁平成●●年(〇〇)第●●号。以下「本件告知処分取消訴訟」という。)を提起したが、平成22年4月27日、原告の請求を棄却する旨の判決の言渡しを受け、同判決は同年5月11日の経過をもって確定した。(乙1)

(4) 東京国税局長は、平成27年3月31日、本件告知処分に係る滞納国税のうち同日現在で完納されていなかった別紙租税債権目録(3)記載の滞納国税を徴収するため、国税徴収法68条に基づき、原告所有の別紙物件目録(1)記載1の不動産の差押え(以下「第2差押え」という。)をし、差押書を原告に送達して、同年4月3日、差押えの登記を了した。(甲3、乙9)

原告は、同年7月17日、国を相手に、第2差押えの取消しを求める訴え(当庁平成●●年(〇〇)第●●号)を提起したが、平成28年2月23日、原告の請求を棄却する旨の判決の言渡しを受けた。原告は、この判決に対して控訴(東京高裁平成●●年(〇〇)第●●号)をしたが、同年8月3日、原告の控訴を棄却する旨の判決の言渡しを受け、同判決は同月19日の経過をもって確定した。(乙2、3)

(5) 東京国税局長は、平成27年9月16日、本件告知処分に係る滞納国税のうち同日現在で完納されていなかった別紙租税債権目録(4)記載の滞納国税を徴収するため、国税徴収法68条に基づき、原告所有の別紙物件目録(1)記載2及び3の各不動産の差押え(以下「第3差押え」という。)をし、差押書を原告に送達して、同月24日、差押えの登記を了した。(乙10の1・2)

原告は、平成28年9月8日、国を相手に、第3差押えの取消し及び原告の訴外会社の滞納国税の納付義務のうち別紙租税債権目録(3)記載順号12~15の法人税の延滞税合計1382万5502円の納付義務が存在しないことの確認を求める訴え(当庁平成●●年(〇〇)第●●号。以下「前訴」という。)を提起したが、平成29年1月18日、①第3差押えの取消しの訴えは不服申立ての前置を欠き、②同目録記載順号14の延滞税25万3802円については納付義務の不存在につき当事者間に争いがないため確認の利益

を欠き、③その余の延滞税については、本件告知処分取消訴訟の請求棄却判決の既判力により本件告知処分の時点における納付義務の存在が確定しているところ、その後納付義務が消滅したとは認められないとして、原告の訴えのうち、第3差押えの取消しを求める部分及び上記延滞税25万3802円の納付義務が存在しないことの確認を求める部分を却下し、その余の請求を棄却する旨の判決の言渡しを受けた。原告は、この判決に対して控訴（東京高裁平成●●年（〇〇）第●●号）をしたが、同年7月13日、原告の控訴を棄却する旨の判決の言渡しを受け（口頭弁論終結日は同年5月23日）、同判決は同年12月19日の上告棄却決定（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号）により確定した。（乙4～7）

(6) 東京国税局長は、平成30年10月9日頃、原告に対し、同日付け公売予告通知書を送付して、本件告知処分に係る滞納国税のうち同日現在で完納されていなかった別紙租税債権目録（5）記載の滞納国税を徴収するため、近日中に別紙物件目録（1）記載1の不動産を公売する見込みである旨を通知した。（甲10）

(7) 原告は、平成30年12月4日、本件訴えを提起した。

2 原告の主張

(1) 原告は、埼玉県羽生市所在の土地の差押えを解除する目的で納税保証書に署名したのであり、訴外会社の滞納国税の全てについて納税保証をしたわけではない。納税保証書に記載された金額については、全額支払済みである。

(2) 東京国税局は、訴外会社の債務整理やその代表取締役であったCの破産手続に際して、差押え等の対応をしておらず、時効が成立している。

(3) 平成21年8月から平成30年5月までの国税還付金充当額は、817万4007円に達している。また、原告は、平成30年10月29日に53万2500円を、同年11月30日に68万1400円を納付した。

3 被告の主張

(1) 原告は、本件延滞税の納付義務が当初から原告にはない旨を主張するものと解される。

しかし、本件延滞税は、原告が前訴において納付義務がないことの確認を求めた滞納国税のうち別紙租税債権目録（3）記載順号15の滞納国税であるところ、前訴については、原告の確認請求を棄却する旨の判決が確定しているから、前訴の口頭弁論終結日である平成29年5月23日時点において、本件延滞税が別紙租税債権目録（3）記載のとおり存在し、原告にその納付義務があることについて既判力が生じている。

したがって、本件延滞税の納付義務が当初から存在しない旨の主張は失当であり、原告において前訴の口頭弁論終結日より後の事情によって上記納付義務が消滅したことを主張立証する必要がある。

(2) 原告は、本件延滞税について国税の徴収権の消滅時効が完成している旨を主張するものと解される。

しかし、平成20年4月16日の第1差押えによって、訴外会社の滞納国税について国税の徴収権の時効が中断し（国税通則法73条1項5号、国税徴収法86条1項、延滞税につき国税通則法73条5項）、その時効中断の効力は第1差押不動産を買受人が公売により取得した平成27年11月4日まで継続したため（国税通則法72条3項、民法147条2号、157条1項）、消滅時効期間を5年（国税通則法72条1項）と定められた当該

国税の徴収権は時効により消滅しておらず、原告の納付義務も消滅していない。

- (3) 原告は、平成21年8月から平成30年5月までの国税還付金の充当並びに平成30年10月29日及び同年11月30日の納付により、本件延滞税の納付義務の一部が消滅している旨を主張するものと解される。

しかし、前訴の口頭弁論終結日後に生じた事情に係る原告の主張について検討すると、原告の主張する充当及び納付は、いずれも本件延滞税に係るものではない。

第3 当裁判所の判断

- 1 原告が納付義務の存在しないことの確認を求めている本件延滞税は、前訴において原告が納付義務の存在しないことの確認を求めた別紙租税債権目録(3)記載順号15の法人税の延滞税と同一の滞納国税であるところ、前提事実のとおり、前訴のうち本件延滞税の納付義務が存在しないことの確認を求める部分については、原告の請求を棄却する旨の判決が平成29年12月19日の上告棄却決定により確定しており、前訴の口頭弁論終結日である同年5月23日において原告に本件延滞税の納付義務があることについて既判力が生じているから、原告において本件延滞税の納付義務が存在しないことの確認を求めるためには、前訴の口頭弁論終結日後の事情によって上記納付義務が消滅したことを主張立証する必要がある。
- 2 このような観点から原告の主張をみると、原告は、主債権である本件延滞税についての国税の徴収権が時効により消滅した旨を主張するものと解される。

そこで検討すると、前提事実によれば、訴外会社の本件延滞税についての国税の徴収権は、平成22年5月11日の経過をもって確定した本件告知処分取消訴訟の請求棄却判決の既判力により、平成20年5月13日頃の本件告知処分がされた時点でその存在が確定したと解される。ところが、当該時点においては、本件告知処分に先立つ同年4月16日に東京国税局長がした第1差押えによって、時効が中断しており(国税通則法73条1項5号、5項、国税徴収法86条1項)、その時効中断の効力は、第1差押不動産を買受人が公売により取得した平成27年11月4日まで継続したから(国税通則法72条3項、民法147条2号、157条1項)、消滅時効期間を5年(国税通則法72条1項)と定められた当該国税の徴収権が、本件訴訟の口頭弁論終結日である令和元年5月8日の時点で時効により消滅していないことは明らかであり、原告の納付義務についても、消滅したとは認められない。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

- 3 次に、原告は、平成21年8月から平成30年5月までの国税還付金の充当並びに平成30年10月29日及び同年11月30日の納付により、本件延滞税の納付義務の一部が消滅した旨を主張するものと解される。

しかし、証拠(甲5、乙11~13)及び弁論の全趣旨によれば、原告に発生した国税の還付金のうち、前訴の口頭弁論終結日である平成29年5月23日の後に訴外会社の滞納国税に充当ないし納付処理されたものは、①同年3月14日に発生した還付金18万2729円、②平成30年3月14日に発生した還付金52万5242円、③同年4月2日に発生した還付金2万2473円であるところ、①の還付金は、平成29年6月6日、別紙租税債権目録(4)記載順号1及び2の滞納国税に、②の還付金は、平成30年5月23日、同目録記載順号1及び3の滞納国税にそれぞれ充当処理され、③の還付金は、同年6月7日、同目録記載順号3の滞納国税に委託納付処理されたことが認められ、いずれも本件延滞税(同目録記載順号14)に充当ないし納付処理されたものとは認められない。

また、証拠（甲6、9、乙14～16）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成30年10月29日、別紙租税債権目録（5）記載順号1～10の滞納国税のうち不納付加算税の合計53万2500円を完納し、同年11月30日、同目録記載順号14の滞納国税68万1420円を完納したことが認められるが、原告が本件延滞税（同目録記載順号13）の一部を納付したことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

- 4 原告は、以上のほかにも種々の事情を挙げて本件延滞税の納付義務が存在しない旨を主張するが、前訴の口頭弁論終結日以前の事情を主張するものについては前訴判決の既判力に抵触し、許されないものであるし、他に本件延滞税の納付義務の存否の判断に影響すべきものは見当たらない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 古田 孝夫

裁判官 高田 公輝

裁判官 中野 晴行

別紙 省略